

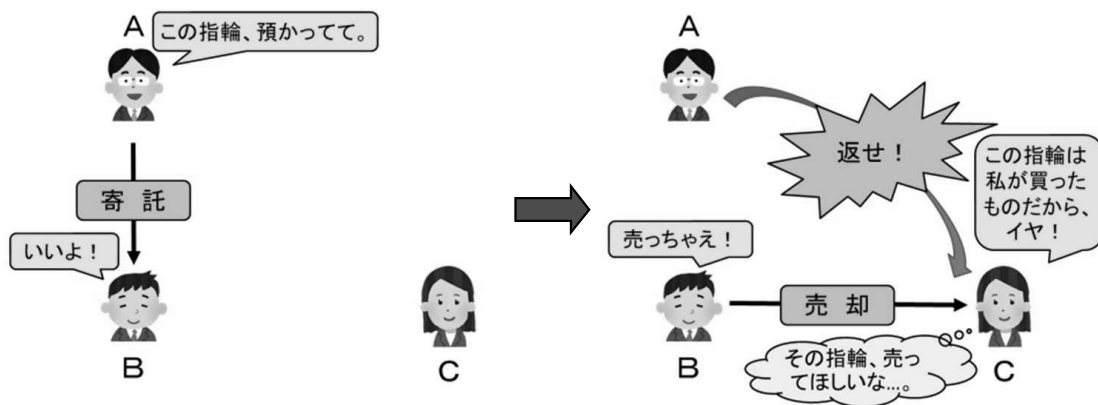
【占有権・動産の物権変動】

【1stステップ】

Scene 1



Bは、Aから、「この指輪を少し預かっていて。」と頼まれたので、自分の家に保管していました。ある時、Cは、Bの自宅を訪れた際、Bの自宅にある指輪を見て、どうしても欲しくなりました。そこで、「その指輪を売ってほしいんだけど。」とBに伝えたところ、Bは、Aには何も伝えずに勝手に指輪をCに売って、引き渡してしまいました（この時、Cは、この指輪がBの所有物であると信じ切っていました）。そのことを知ったAは、Cに対して、「その指輪は私のだから、返してほしい！」と強く言いました。これに対して、Cは、「いやいや、この指輪は私がBから買ったもので、私に所有権があるんだ。あなたには返さないよ。」と言いました。この場合、Cの主張は通るでしょうか。



■動産の物権変動

1 引渡し R1-29-5・R1-29-4・R4-28-5

Q：「引渡し」の態様を答えよ（4つ）

A：

2 第三者の意義 R1-29-1・R1-29-2・R1-29-3

Q：178条の「第三者」とは

A：

■即時取得

第192条（即時取得）

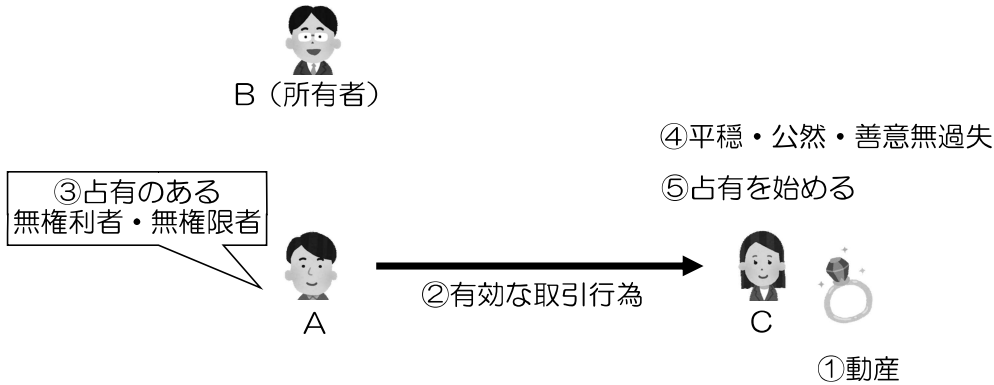
取引行為によって、平穩に、かつ、公然と動産の占有を始めた者は、善意であり、かつ、過失がないときは、即時にその動産について行使する権利を取得する。

1 要件 H27-31-3

Q：即時取得の成立要件を答えよ（5つ）

A：

〈即時取得〉



- (1) 目的物が動産であること
- (2) 前主との間に有効な取引行為があること

ア 取引行為の意味

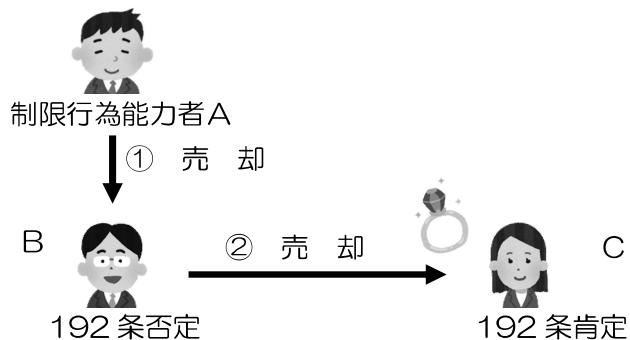
Q：相続で動産を取得した場合、即時取得は成立するか

A：

イ 有効の意味

Q：未成年者から動産を買い受けた場合、即時取得は成立するか

A：



- (3) 前主に占有があること、前主が無権利であること
- (4) 平穩・公然・善意・無過失

Q：取得者には平穩・公然・善意・無過失が推定されるか

A：

(5) 占有を取得したこと

Q：占有改定は、192条の「占有を始めた」にあたるか

A：

Q：指図による占有移転は、192条の「占有を始めた」にあたるか

A：

2 効果

Q：即時取得における「取得」とは、何を意味するか

A：

3 盗品・遺失物の回復 H19-29・H25-46

(1) 要件

Q：盗品・遺失物の回復請求の成立要件を答えよ（3つ）

A：

(2) 効果

Q：盗品・遺失物の回復請求の効果を答えよ

A：

【MEMO】

【2ndステップ】

Exercise

□□□

債務者が債権者と合意して、債権者に対し本来の債務の弁済に代えて自己が占有する時計を引き渡した場合、当該時計が他人から借りた時計であったとしても、債権者が、善意、無過失で、平穩に、かつ、公然と占有を開始したときには、時計の所有権を取得できる。(H27-31-3)

Ans. | ○

代物弁済(482条)も、192条にいう「取引行為」に該当する。したがって、債権者が、善意・無過失で、平穩に、かつ、公然と占有を開始したときには、即時取得が成立し、債権者は、時計の所有権を取得することができる。

<思考過程>

【即時取得の要件】

- ① 目的物が動産
- ② 有効な取引行為
- ③ 前主が無権利者
- ④ 平穩・公然・善意・無過失
- ⑤ 占有を取得(「占有を始めた」)

↓

①と③④⑤は問題なく満たす
では、②は？

↓

② 有効な取引行為⇔契約

↓

「本来の債務の弁済に代えて自己が占有する時計を引き渡した」
＝代物弁済
＝契約

↓

②の要件を満たす

↓

即時取得○

Exercise

□□□

A所有のカメラをBが処分権限なしに占有していたところ、CがBに所有権があると誤信し、かつ、そのように信じたことに過失なくBから同カメラを買い受けた。Cは、カメラの占有を平穩、公然、善意、無過失で始めたときにカメラの所有権を即時取得するが、その要件としての平穩、公然、善意は推定されるのに対して、無過失は推定されないので、Cは無過失の占有であることを自ら立証しなければならない。(H23-29-イ)

Ans. | ×

即時取得者においては、譲渡人である占有者に権利があると信じるについて無過失であることが推定される（判例）。

<思考過程>

【即時取得の要件】

- ① 目的物が動産
- ② 有効な取引行為
- ③ 前主が無権利者
- ④ 平穩・公然・善意・無過失
- ⑤ 占有を取得（「占有を始めた」）

↓

①～③と⑤の要件はすべて満たす

↓

④の要件は、すべて「推定」される

↓

即時取得○

<重要ポイント>

取得時効との違いに注意！

↓

取得時効の場合、「無過失」までは推定されない

Exercise

□□□

A所有のカメラをBが処分権なしに占有していたところ、CがBに所有権があると誤信し、かつ、そのように信じたことに過失なくBから同カメラを買い受けた。Bは、Cにカメラを売却し、以後Cのために占有する旨の意思表示をし、引き続きカメラを所持していた場合、Cは、一応即時取得によりカメラの所有権を取得するが、現実の引渡しを受けるまでは、その所有権の取得は確定的ではなく、後に現実の引渡しを受けることによって確定的に所有権を取得する。(H23-29-ウ)

Ans. | ×

本文参照。

<思考過程>

⑤占有を取得という要件を満たすか

↓

⑤の占有を取得とは、「引渡し」を意味

↓

もっとも、占有改定による引渡しは、外から見て占有状態に変化がない

↓

⑤の要件を満たさない

↓

即時取得×

<重要ポイント>

⑤占有を取得

＝「占有を始めた」(192条)

(1) 現実の引渡し○

(2) 簡易の引渡し○

(3) 占有改定×

(4) 指図による占有移転○

Exercise

□□□

A所有のカメラをBが処分権限なしに占有していたところ、CがBに所有権があると誤信し、かつ、そのように信じたことに過失なくBから同カメラを買い受けた。Bは、Cにカメラを売却する前にカメラをDに寄託していたが、その後、BがCにカメラを売却するに際し、Dに対して以後Cのためにカメラを占有することを命じ、Cがこれを承諾したときは、たとえDがこれを承諾しなくても、Cは即時取得によりカメラの所有権を取得する。(H23-29-エ)

Ans. | ○

指図による占有移転の方法による占有取得での即時取得は認められる(判例)。また、指図による占有移転において必要なのは、譲受人の承諾であって、占有代理人の承諾ではない(184条)。

<思考過程>

⑤占有を取得という要件を満たすか

↓

⑤の占有を取得とは、「引渡し」を意味

↓

指図による占有移転による引渡し○

↓

⑤の要件を満たす

↓

即時取得○

<重要ポイント>

指図による占有移転(184条):

代理人(占有代理人)によって占有をする場合において、本人がその代理人に対して以後第三者のためにその物を占有することを命じ、その第三者がこれを承諾したときに認められる引渡しをいう

※指図を受ける「代理人」の承諾は必要ではなく、引渡しを受ける「第三者」の承諾が必要な点に注意!

Exercise

□□□

A所有のカメラをBが処分権なしに占有していたところ、CがBに所有権があると誤信し、かつ、そのように信じたことに過失なくBから同カメラを買い受けた。CがAのカメラを即時取得するのは、Bの占有に公信力が認められるからであり、その結果、Bがカメラの所有者であったとして扱われるので、Cの所有権はBから承継取得したものである。(H23-29-ア)

Ans. | ×

民法192条に基づく即時取得は、原始取得であると解されている。

<思考過程>

所有権の取得原因

↓

承継取得と原始取得

↓

即時取得と取得時効は、原始取得

<重要ポイント>

原始取得とは…

↓

初めからきれいな所有権を取得したことになる

↓ということは、

抵当権等が付着していた場合、消える

<プラス α>

	即時取得	時効取得
要件	① 動産であること ・ 未登録自動車 ○ ・ 既登録自動車 × ② 有効な取引の存在 ・ 相続による場合 × ・ 山林の伐採 × ・ 制限行為能力者、無権代理人からの取得、錯誤・詐欺など意思表示の瑕疵・欠缺がある場合 × ③ 無権利・無権限者からの取得 ④ 平穩・公然・善意・無過失 ・ 平穩、公然、善意は186条1項で、無過失は188条で推定 ⑤ 占有を取得すること ・ 占有改定 ×	① 所有の意思をもって ・ 自主占有（186条で推定） ② 平穩・公然 ・ 186条で推定 ③ 他人の物の占有 ・ 自己の占有のみ ・ 自己の占有+前者の占有 ただし、前者の悪意も承継 ④ 善意無過失の場合、10年間 ・ それ以外は20年間の占有 ・ 善意無過失は占有開始時に判断（善意は186条で推定）
効果	所有権等の原始取得	

【3rdステップ】

問題1

即時取得の要件について、「……は、即時にその動産について行使する権利を取得する。」につながるように、40字程度で記述しなさい。

(下書用)

10

15

解答例

取引行為によって、平穩に、かつ、公然と動産の占有を始めた者が、善意無過失のとき（39字）

第192条（即時取得）

取引行為によって、平穩に、かつ、公然と動産の占有を始めた者は、善意であり、かつ、過失がないときは、即時にその動産について行使する権利を取得する。

＜即時取得＞

原則	取引行為によって、平穩に、かつ、公然と動産の占有を始めた者は、善意であり、かつ、過失がないときは、即時にその動産について行使する権利を取得する（192条）
例外	（盗品又は遺失物の回復） 192条の場合において、占有物が盗品又は遺失物であるときは、被害者又は遺失者は、盗難又は遺失の時から2年間、占有者に対してその物の回復を請求することができる（193条） → 詐欺・横領・恐喝による物品には適用ない → 回復請求権行使までの間の所有権は、原所有者に帰属する（判例）
例外の特則	占有者が、盗品又は遺失物を、競売若しくは公の市場において、又はその物と同種の物を販売する商人から、善意で買い受けたときは、被害者又は遺失者は、占有者が支払った代価を弁償しなければ、その物を回復することができない（194条）

問題2

Bは、Aから、「この指輪を少し預かっていて。」と頼まれたので、自分の家に保管していた。ある時、Cは、Bの自宅を訪れた際、Bの自宅にある指輪を見て、どうしても欲しくなり、「その指輪を売ってほしいんだけど。」とBに伝えたところ、Bは、Aには何も伝えずに勝手に指輪をCに売り渡してしまった。そのことを知ったAは、Cに対して、「その指輪は私のだから、返してほしい！」と強く主張した。これに対して、Cは、「いやいや、この指輪は私がBから買ったもので、私に所有権があるんだ。あなたには返さないよ。」と反論した。この場合、Cは、どのような要件を満たした場合に、本件指輪の所有権を取得するか。理由も含めて、40字程度で記述しなさい。

(下書用)

10

15

解答例

（Cが、）平穩に、かつ、公然と本件指輪の占有を始めた場合に、即時取得により所有権を取得する。（41字）

<思考過程>

まずは、問題文の問いを見る

↓すると…

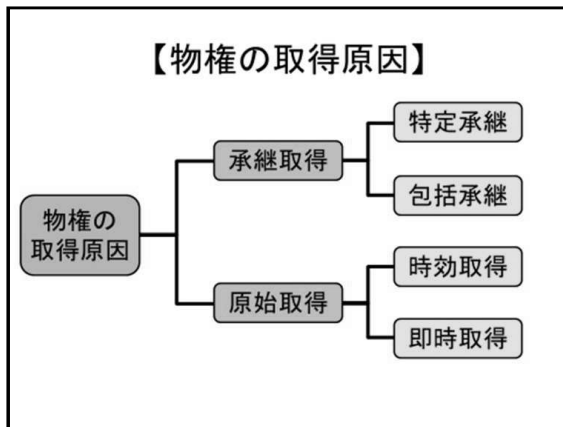
Cが所有権を取得する場合の要件について、問われていることがわかる

↓となると、

「所有権の取得原因」から考えていく

↓

所有権の取得原因は、以下のとおり



↓

まず、特定承継（e. g. 売買）から検討する

↓

本問では、B C間で売買契約はあるものの、本件指輪の所有権はAにある

↓とすると、

B C間の売買は他人物売買にあたる

↓

他人物売買は、契約としては有効だが、所有権移転の効果は生じない

↓となると、

特定承継は×

↓

また、包括承継（e. g. 相続）と時効取得は、問題文から読み取れる事情がないため、×

↓したがって、

即時取得を検討する

↓

【即時取得の要件】

- ① 目的物が動産
- ② 有効な取引行為
- ③ 前主が無権利者
- ④ 平穩・公然・善意・無過失
- ⑤ 占有を取得(「占有を始めた」)

↓

本問であてはめると...

↓

本件指輪は動産であるため、①の要件を満たす

↓

B C間では本件指輪の売買契約が有効に成立しているため、②の要件も満たす

↓

BはAから指輪を預かっているだけなので、所有権者はAのままであることから、③の要件も満たす

↓

Bは、本件指輪をCに対して「売り渡して」いるため、⑤の要件も満たす

↓

以上より、④の要件について解答すればよい